

袖ヶ浦市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年8月10日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 笹 生 典 之

令和2年度定期監査の結果（令和3年2月8日付け）に対する措置

令和3年8月10日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>債権管理及び債権回収の適正化について（保育所運営費負担金）【保育課】</u></p> <p>保育所運営費負担金（保育料）について、適正な滞納整理及び処分を行っていない事例が認められた。</p> <p>費用の徴収については、個別法（児童福祉法）に直接根拠を持つものであり、同法第56条第6項に指定期日内に納付しない者があるときは、国税滞納処分の例により処分することができる」と規定されている。</p> <p>しかしながら、現年度未納者に対する督促、分納者に対する納付書発送のみを行い、それ以外の債務者に対しては、催告書の発送、所在調査等は行っておらず、分納誓約者以外の滞納整理状況の記録は確認できなかった。</p> <p>徴収停止要件のない未請求は放置と同じである。</p> <p>このことは、債権管理として不適正であり、負担の公平性の観点から法令等を遵守し早急な是正を求めるもの。</p> <p>なお、公法上の債権として地方自治法第236条の消滅時効の適用を受け、児童福祉法に特別な定めはないことから、時効期間は5年、時効の援用も不要である。消滅した債権については、欠損処分をとることが妥当である。</p>	<p>指摘事項に対して以下のとおり措置を講じた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 現年度分未納者に対する督促、分納者に対する納付書発送のほかに、過年度分の未納者に対して文書催告、電話催告、所在調査を兼ねた臨戸を実施し、滞納整理状況を記録した。 また、分納誓約や児童手当の充当などを促し、債権回収に努めた。 2 調査の結果、消滅した債権については、適切に欠損処分を実施した。 3 今後も、上記と同様に債権管理を実施していく。 <p style="text-align: right;">（措置結果通知年月日：令和3年6月15日）</p>